

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	横須賀市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/mynumber/index4.html

執行機関名 横須賀市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号)の規定による市営住宅(規則で定めるものに限る。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		横須賀市個人番号の利用に関する条例(平成27年横須賀市条例第63号)第3条第1項 市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号)の規定による市営住宅(規則で定めるものに限る。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条	市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 公営住宅法に基づく公営住宅、住宅地区改良法に基づく改良住宅、一般住宅及び改良住宅等改善事業制度要綱に基づく更新住宅並びに共同施設の設置及び管理については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号) 市営住宅条例施行規則(平成10年横須賀市規則第47号)